

臨時売店仕様書

陸上自衛隊武山駐屯地

臨時売店仕様書（その１）

1 件 名

陸上自衛隊武山駐屯地において開催される「武山３自衛隊・横須賀市西地区納涼花火大会」における臨時売店の設置及び経営

2 相手方の決定

本業務を行う業者については、陸上自衛隊武山駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

3 国有財産の使用許可

- (1) 業務を行う業者は、臨時売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、南関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し、又は、変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は、前項により、使用許可を取消された場合、丙は、直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
また、この場合、丙は、国に対し、一切の補償を請求することはできない。

4 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 予算決算、会計令第70条及び第71条の規定に該当しない業者であること。
- (2) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (3) 臨時売店募集要領及び臨時売店仕様書の内容を遵守できること。

5 国有財産の使用料等

- (1) 丙は、乙に臨時売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
- (2) 国有財産使用料は、未定のため、国有財産使用許可書で通知する。
なお、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納付すること。
- (3) 光熱水料は、別途徴収する。

6 業務期間等

- (1) 令和6年8月31日（土）
（注）ただし、天候等の理由により、中止もあり得る。

- (2) 営業時間は、12時から20時55分までとする。
また、上記の時間には、設営及び撤収の時間も含め、当該時間までに駐屯地から出門すること。
- 7 費用負担
本業務に伴う費用は、丙の負担とする。
- 8 名義使用の制限
丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。
- 9 管理責任
- (1) 丙は、自らの責任において臨時売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償、その他の申立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理、その他、これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- 10 衛生等の保持
丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又は、その疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。
- 11 情報保全の遵守
- (1) 丙は、甲、乙及び、担当職員（業務隊長が指定する者）（以下「甲等」という。）の与えた指示、本業務の遂行上、知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及び、それに準ずる場所で作業する際に見聞又は、認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は、第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。
- 12 損害賠償
丙は、債務不履行、情報保全に関する義務に違反した場合及びその他の業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。
- 13 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により、本業務を解除しようとするときは、7月5日（金）までに甲及び担当職員に通知し、甲及び担当職員の指示に従い、解除することができる。

14 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき、業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 臨時売店の設置及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする業務運営上の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り、従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売品目を取扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は、担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について、一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写））、その他、担当職員の指示する書類を当該職員に提出しなければならない。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

15 その他

細部は、「臨時売店仕様書（その2）」のとおり。

臨時売店仕様書（その2）

- 1 募集業種
臨時売店（食品及びグッズ類）
- 2 設置場所の所在地及び名称
 - (1) 所在地
神奈川県横須賀市御幸浜1-1
 - (2) 名称
陸上自衛隊武山駐屯地
- 3 国有財産許可面積
1区画9.72㎡（間口3.6m×奥行き2.7m）
- 4 準備物品
 - (1) テント、照明
（臨時売店用テント、照明は、各店ごとに準備すること。）
 - (2) 消火器
（火気類を使用する臨時売店は、必ず備え付けること。）
 - (3) 調理用（飲料）水、エタノール消毒液、ゴミ容器、ゴミ袋
（各店ごとに準備すること。）
- 5 実施要領等
 - (1) 売店設置
12時から16時までに完了すること。
 - (2) 販売時間
16時30分から20時20分（時間厳守）
 - (3) 売店撤収（駐屯地からの出門を含む。）
20時20分から20時55分（時間厳守）
 - (4) 食品販売
保健所の許可する品目
 - (5) 酒類販売
所轄税務署の許可が必要なため、必ず所轄税務署へ販売申請を行い、許可を受けること。
 - (6) その他
許可された品目以外の販売は禁止する。
- 6 統制事項
 - (1) 他人の迷惑になる商品の販売を禁止する。
 - (2) 未成年者による取扱いで、本人若しくは、他人に危害が及ぶ商品の販売を禁止する。
 - (3) 商品に不具合、不備等が見つかった場合は、交換等の措置を行うこと。

7 衛生管理

- (1) 食品を販売（取扱い）する者及び調理従事者は、必ず、保健所等で「腸内菌検査（菌検索）」を受検し、検査結果を8月9日（金）までに、提出（郵送可）すること。

※ 検査未実施者の食品等の取扱い及び調理を禁止する。

- (2) 生もの及び許可された品目以外の販売を禁止する。

8 その他

- (1) ゴミの収集は、各出店業者で実施し、持ち帰ること。
- (2) 出店場所は、指定された場所となるが、状況に応じ、変更することがある。
- (3) 火気類及び電気機器を使用する場合は、別に定める書類を期限までに提出すること。